

公募型プロポーザル実施の公示

2019年7月17日

一般財団法人関西観光本部

次のとおり、公募型プロポーザルの企画提案書の提出を招請します。

1. 事業概要

(1) 事業名

令和元年度訪日外国人旅行者周遊促進事業

「言語や異文化における障壁解決のためのコミュニケーション促進事業（日本・関西文化の理解増進）」

(2) 事業目的

関西の理解増進が深まるよう、島国としての日本、さらに1000年以上に渡って築かれてきた都としての背景をもつ関西の地理的、文化的側面から生まれた、訪日外国人が理解しがたいユニークな行動様式を紹介し、外国人にとって馴染みのないマナーや障壁への理解増進を図るとともに、外国人観光客だけでなく受入側の地域においても事例を紹介できるような内容とし、双方向的な持続可能な観光地の形成を促進する。

(3) 事業の概要

「生活文化の違い」や「慣習の違い」、「相互理解の不足を背景とするマナー違反」等による旅行者と地域との摩擦といった問題の解消の一助となる「関西お役立ち動画 part 2」を制作する。その内容については、例えば公共交通の混雑や、騒音問題、ごみ問題、写真撮影問題、災害時の対応などの各種課題について、訪日外国人旅行者が入国後実際に遭遇するであろうシーン（テーマ）を具体的に想定し、その解決に資する映像を制作する。

企画のポイントとしては、単なる問題解決型ハウツー映像ではなく、地理的、文化的な側面等から問題の本質に迫るとともに、「日本社会や日本人の行動様式、社会規範への理解を促すこと、すなわち日本のルールやマナーを知ることで相互理解が促進され、お互いが気持ちよく過ごせる」ことや、「日本人が訪日外国人に対してどのような対処や態度を示すことで相互理解が深まるのか」という双方向的な視点を盛り込んだものとする。関西ならではの視点や、訪日外国人観光客の視聴を促し他テーマの継続視聴を促す視点があれば、なお良い。

(4) 委託金額の上限

4,000千円(税込)

2. 参加資格要件

- (1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」に該当しないほか、32条第1項各号に掲げる者に該当しないこと。
- (3) 過去に本事業と同規模又は同趣旨の事業の実績があること。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒530-0005 大阪市北区中之島2丁目2番2号 大阪中之島ビル7階

一般財団法人関西観光本部 デジタルマーケティング部 TEL 06-6223-7203 FAX 06-6223-7205

(2) 説明書の配布期間、場所及び方法

2019年7月17日(水)から2019年7月26日(金)まで、上記(1)の担当部署にて配布。

(3) 企画提案書の提出期限、提出先及び方法

2019年7月30日(火) 17時00分、提出先は上記(1)に同じ。

持参又は郵送(書留郵便に限る。)にて、企画提案募集説明書に基づき10部提出のこと。

(4) 説明会の日時及び場所等

説明会は実施しない。

(5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

ヒアリングは実施しない。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口：上記3.(1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (4) 企画競争実施委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効とする。
- (6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 企画競争の実施結果として、以下の項目について、特定通知後速やかに公表し、公表の翌日から1年間は公表することとする。
 - ① 受託候補者の名称及び総合点
 - ② 参加者の名称
- (8) 事業の詳細は募集要領による。

以上